

# 東京都動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度企画提案要領（追加募集）

## 1 目的

都は、都内中小企業の資金調達の多様化を支援するため、幅広い動産や債権を担保として活用できる東京都動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度を実施している。

近年、独自の評価手法により、詳細な経営分析データも提供できるなど新たな取組を行う専門機関が出てきていること等を踏まえ、中小企業の利便性向上のため、担保評価機関及び保証機関の募集を行うことを目的とする。

## 2 募集内容

「東京都動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度」において担保評価機関又は保証機関として実施する以下のいずれかの具体的な融資スキームの企画提案

- （１）売掛債権・在庫を担保とする融資を実行するため、提案者が自ら担保評価機関となる融資スキーム
- （２）機械・設備を担保とする融資を実行するため、提案者が自ら保証機関となる融資スキーム

## 3 企画提案の前提条件

### （１）応募資格者

以下の①及び②を満たすことを条件とする。

- ① 担保対象となる特定の動産・債権について相当の実績や専門的なノウハウ・経験等を有している法人であること
- ② ＡＢＬ制度における担保評価業務又は保証業務を行うことが可能な態勢（協働者を含む。）を整備している法人であること

### （２）融資スキームの大枠は以下のとおりであり、これに適合した企画提案であること

#### ① 売掛債権・在庫

ア 中小企業は、金融機関に対し、自らが保有する売掛債権や在庫を担保にした融資の申込を行う。

イ 金融機関は、当該申込内容を審査の上、適当と認めた場合には、担保評価機関に対し、担保物件に関する評価の申込を行う。

ウ 担保評価機関は、担保物件に関する評価を行い、金融機関に対して評価結果を通知する。

エ 金融機関は、評価結果に基づき、中小企業に対して融資を行う。この際、中小企業は、金融機関に対し、売掛債権や在庫を担保提供する。

オ 金融機関及び担保評価機関は、適切な役割分担に基づき、中小企業に対する融資期間中の担保物件の現地確認等を行う。

カ 東京都は、実行された融資について貸倒れが発生した場合には、評価や担保物件の現地確認等の実施状況等に関する調査・審査を踏まえ、金融機関に対し、その損

失の一部を補助する。

キ 東京都は、中小企業の負担となる担保物件に関する評価等に係る費用の一定割合について、金融機関を通じて補助する。

## ② 機械・設備

ア 中小企業は、金融機関に対し、自らが保有する機械や設備を担保にした融資の申込を行う。

イ 金融機関は、当該申込内容を審査の上、適当と認めた場合には、保証機関に対し、担保物件に関する評価及び保証の申込を行う。

ウ 保証機関は、担保物件に関する評価及び保証審査を行い、金融機関に対して審査結果を通知する。審査の結果、適当と認めた場合には、融資に対する保証を行う。

エ 金融機関は、保証機関の保証に基づき、中小企業に対して融資を行う。この際、中小企業は、保証機関に対し、機械・設備を担保提供する。

オ 金融機関及び保証機関は、適切な役割分担に基づき、中小企業に対する融資期間中の担保物件の現地確認等を行う。

カ 保証機関は、実行された融資について貸倒れが発生した場合には、金融機関との間で締結した保証契約に基づく代位弁済を行う。

キ 東京都は、保証機関が代位弁済を行った場合、評価や担保物件の現地確認の実施状況等に関する調査・審査を踏まえ、保証機関に対し、その損失の一部を補助する。

ク 東京都は、中小企業の負担となる担保物件に関する評価等に係る費用の一定割合について、保証機関を通じて補助する。

## (3) 融資・保証条件の大枠は以下のとおりであり、本条件に適合した企画提案であること

- ① 応募者が有する、対象担保となる特定の動産・債権に関する専門的なノウハウ・経験を活用した融資スキームが構築されていること
- ② 融資対象は、都内に事務所を有する中小企業（中小企業信用保険法第2条に定められた者）とし、原則として次の要件を満たす者とする事  
ア 事業税その他租税の未申告、滞納がないこと（ただし、完済の見通しが立つ場合などはこの限りではない。）  
イ 銀行取引停止処分を受けていないこと  
ウ 許認可・届出等を要する事業にあつては、当該事業に係る許認可等を受けていること  
エ 現在かつ将来にわたって、反社会的勢力に該当しないこと
- ③ 資金用途は、事業性資金とすること
- ④ 融資限度額は、2億5千万円以下とすること
- ⑤ 融資期間は、売掛債権・在庫については1年以内、機械・設備については7年以内とすること
- ⑥ 融資形式は、個別担保（保証）型、極度（根保証）型いずれも可とするが、その別を明らかにすること
- ⑦ 返済方法は、満期一括、分割返済等いずれも可とするが、その別を明らかにすること

と

- ⑧ 保証人は原則不要とすること
- ⑨ 担保評価費用等補助は、中小企業の負担となる担保評価等に係る費用の一定割合について、都が中小企業に代わり、負担金として金融機関又は保証機関に交付すること（補助率は、小規模企業へは当該費用の全額、それ以外の中小企業へは当該費用の2分の1とするが、売掛債権・在庫については年率換算で3.5%を上限とし、機械・設備については年率換算で4%を上限とする。ただし、小規模企業が売掛債権を担保とした2千万円未満の融資を利用する場合、年間70万円を上限とする。）
- ⑩ 都が行う損失補助は、売掛債権・在庫については金融機関に対し、機械・設備については保証機関に対し、それぞれ損失額の8割の割合で実施すること
- ⑪ 融資スキームの円滑な運営を図るため、都と定期的に協議・調整を行うこと

#### （４）関係者の主な役割分担

##### 【 担保評価機関 】

- ① 企画提案書の作成（融資スキーム詳細の企画・調整）
- ② 担保評価（第三者評価）
- ③ 東京都及び取扱金融機関との調整
- ④ 取扱金融機関との役割分担に基づく担保物件の現地確認等
- ⑤ 動産・債権の保全、資金回収に関する取扱金融機関への支援
- ⑥ 融資スキーム等の周知・PR及び東京都が行うプレスリリース等への協力

##### 【 保証機関 】

- ① 企画提案書の作成（融資スキーム詳細の企画・調整）
- ② 保証審査及び保証
- ③ 東京都及び取扱金融機関との調整
- ④ 東京都に対する利用者属性や実績等の報告
- ⑤ 担保評価費用等補助の請求
- ⑥ 取扱金融機関との役割分担に基づく担保物件の現地確認等
- ⑦ 代位弁済と求償権の行使
- ⑧ 回収不能となった場合の動産・債権の保全、資金回収
- ⑨ 融資スキーム等の周知・PR及び東京都が行うプレスリリース等への協力

##### 【 取扱金融機関（売掛債権・在庫） 】

- ① 具体的案件の発掘
- ② 融資審査、融資実行、期中管理及び担保評価機関との役割分担に基づく担保物件の現地確認等
- ③ 東京都に対する利用者属性や実績等の報告
- ④ 担保評価費用等補助の請求
- ⑤ 担保権の行使
- ⑥ 回収不能となった場合の動産・債権の保全、資金回収
- ⑦ 東京都及び担保評価機関との調整
- ⑧ 融資スキーム等の周知・PR及び東京都が行うプレスリリース等への協力

### 【 取扱金融機関（機械・設備） 】

- ① 具体的案件の発掘
- ② 融資審査、融資実行、期中管理及び保証機関との役割分担に基づく担保物件の現地確認等
- ③ 東京都及び保証機関との調整
- ④ 融資スキーム等の周知・PR及び東京都が行うプレスリリース等への協力

### 【 付保機関 】

- ① 東京都及び取扱金融機関（売掛債権・在庫）との調整
- ② 中小企業からの告知査定
- ③ 保険金の支払い（損害の補償）

### 【 東京都 】

- ① 融資スキームの大枠の提示
- ② 「東京都動産・債権担保融資（ABL）制度」企画提案審査委員会の設置
- ③ 担保評価機関、保証機関及び取扱金融機関各候補の選定及び同機関との融資スキームの詳細に関する協議
- ④ 担保評価費用等補助の実施
- ⑤ 損失補助の実施
- ⑥ 融資スキーム等の周知・PR及びプレスリリース等

## 4 企画提案書にて提案する項目（様式は自由）

### （1）融資スキームの概要等

- ① 企画提案を行う担保対象となる特定の動産・債権（特に重点的に取り組む担保対象となる特定動産・債権があれば、明記すること。）と対象とする顧客層
- ② 融資スキーム図（関係者の役割分担を含む。）
- ③ 融資条件（所与の条件を前提に、想定される標準的な融資実行金利水準、保証料水準や、担保評価費用、担保物件の現地確認等費用等）
- ④ 想定される関係者のメリット、デメリット、リスク

### （2）実現性

- ① 融資目標及び積算根拠
- ② 以下の各局面における取組体制（組織・人員、業務フロー等。提案者以外の者と協働して業務を実施する場合には、個社名及び委託する業務内容等を明記すること。）及び実効性を高める独自のノウハウ等（ICTなどを活用し、詳細な経営分析データを金融機関に提供可能等）
  - ア 担保評価（保証を含む）
  - イ 融資実行
  - ウ 担保物件の現地確認等
  - エ 資金回収
- ③ 実施までのスケジュール

### (3) 応募者の概要

- ① 企業概要
- ② 企画提案を行う担保対象となる特定の動産・債権に関する実績
- ③ その他特記事項（反社会的勢力への対応策ほか）

## 5 募集スケジュール

### (1) 応募申請及び質問

下記の期間内で応募申請及び本要領等の内容等について質問を受け付ける。

#### ① 応募申請書提出及び質問受付期間

令和元年6月3日（月）から6月14日（金）午後5時まで

#### ② 応募申請書の提出方法

本要領に添付されている応募申請書に必要な事項を記載の上、受付期間内に持参又は郵送すること。

※郵送の場合は6月14日（金）必着（電子メールでの提出は不可）

#### ③ 質問方法

電子メール又はFAXにより受け付ける。（様式自由）

※口頭による質問は受け付けない。

#### ④ 回答方法

応募者全員に電子メール又はFAXにて全質問及び回答を送付する。

### (2) 企画提案書の提出

#### ① 受付期間

令和元年6月3日（月）から6月28日（金）午後5時まで

※郵送の場合は6月28日（金）必着（電子メールでの提出は不可）

#### ② 提出方法

受付期間内に企画提案書10部を持参又は郵送すること。

### (3) 注意事項

- ① 企画提案書の作成等、提案参加に必要な経費は、提案者の負担とする。
- ② 提出書類は返却しない。不要となった書類は、東京都が責任をもって廃棄する。
- ③ 必要と認める場合には、追加資料を徴求することがある。
- ④ 企画提案書受付期間後の追加資料提出は一切認めない。ただし、東京都が追加で要求する必要資料についてはこの限りではない。

## 6 取扱開始までの流れ

### (1) 企画提案に基づく担保評価機関、保証機関及び取扱金融機関各候補の選定

「東京都動産・債権担保融資（ABL）制度」企画提案審査委員会において、提出された企画提案書の書面審査を行い、通過した提案者を対象としてプレゼンテーションに基づく審査を行う。事業目的への理解や事業効果等の観点から総合的に審査を行い、東京都が担保評価機関、保証機関及び取扱金融機関各候補を選定する。

## (2) 担保評価機関、保証機関及び取扱金融機関の決定

「東京都動産・債権担保融資（A B L）制度」において担保評価機関又は保証機関として実施する融資スキームは、担保評価機関、保証機関及び取扱金融機関各候補その他関係機関と協議の上、法制・運用・実務面における一切の課題が解決された段階で、最終決定とする。

なお、関係各機関との調整が未了等の理由により、東京都が通知する期日までに企画提案書に記載の融資スキームの運用が開始できないときは、専門機関候補としての決定を取り消す場合がある。

## (3) 注意事項

- ① 審査結果については、採択の可否を書面で通知する。
- ② 審査結果に関する問い合わせには一切応じない。
- ③ プレゼンテーションに基づく審査は、令和元年7月下旬の実施を予定しており、詳細については、別途連絡する。
- ④ プレゼンテーションに基づく審査当日は、受付期間に提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこと。追加資料の配布は一切認めない。

## ◆ スケジュール（予定）

令和元年	6月14日（金）	応募申請書の提出締切
	6月28日（金）	企画提案書の提出締切
	7月 下旬	プレゼンテーションに基づく審査
	8月 月上旬	取扱金融機関候補の選定及び詳細協議 取扱金融機関の決定
	10月 1日（火）	取扱開始

## 7 提出先及び問い合わせ先

東京都産業労働局金融部金融課 担当：松永・和泉  
〒163 - 8001 東京都新宿区西新宿2 - 8 - 1 東京都庁第一本庁舎19階北側  
電話：03 - 5320 - 4801（直通）／ F A X：03 - 5388 - 1464  
電子メール：S0000480@section.metro.tokyo.jp

【提出期限：令和元年6月14日 午後5時 まで】

令和 年 月 日

## 応 募 申 請 書

東京都産業労働局長  
藤田 裕司 殿

名 称  
代表者名

印

「東京都動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度企画提案要領（追加募集）」に基づき、「東京都動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度」の融資スキームを企画提案します。

### 《 提案種別 》

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1 提案者が自ら担保評価機関となる融資スキーム（担保物件：売掛債権・在庫） |
| 2 提案者が自ら保証機関となる融資スキーム（担保物件：機械・設備）     |

※ 上記いずれかを選択すること

### 《 提案者概要 》

所在地	〒		
URL			
電 話 F A X E-mail		(連絡先) 部署・担当者	